

4 憲法調査会審議経過

委員一覧（45名）

会長	関谷 勝嗣（自民）	北川 イッセイ（自民）	田名部 匡省（民主）
幹事	愛知 治郎（自民）	国井 正幸（自民）	高嶋 良充（民主）
幹事	荒井 正吾（自民）	佐藤 泰三（自民）	富岡 由紀夫（民主）
幹事	武見 敬三（自民）	桜井 新（自民）	那谷屋 正義（民主）
幹事	舩添 要一（自民）	藤野 公孝（自民）	直嶋 正行（民主）
幹事	若林 正俊（自民）	松村 龍二（自民）	前川 清成（民主）
幹事	鈴木 寛（民主）	三浦 一水（自民）	松井 孝治（民主）
幹事	築瀬 進（民主）	森元 恒雄（自民）	松岡 徹（民主）
幹事	若林 秀樹（民主）	矢野 哲朗（自民）	松下 新平（民主）
幹事	山下 栄一（公明）	山下 英利（自民）	魚住 裕一郎（公明）
	秋元 司（自民）	山本 順三（自民）	白浜 一良（公明）
	浅野 勝人（自民）	江田 五月（民主）	山口 那津男（公明）
	魚住 汎英（自民）	喜納 昌吉（民主）	仁比 聡平（共産）
	岡田 直樹（自民）	郡司 彰（民主）	吉川 春子（共産）
	河合 常則（自民）	佐藤 道夫（民主）	田 英夫（社民）
			(17. 1. 21 現在)

二院制と参議院の在り方に関する小委員（15名）

小委員長	舩添 要一（自民）	森元 恒雄（自民）	松井 孝治（民主）
	愛知 治郎（自民）	山下 英利（自民）	若林 秀樹（民主）
	荒井 正吾（自民）	郡司 彰（民主）	山本 保（公明）
	武見 敬三（自民）	鈴木 寛（民主）	吉川 春子（共産）
	藤野 公孝（自民）	富岡 由紀夫（民主）	田 英夫（社民）
			(17. 2. 4 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

憲法調査会は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うための機関として、平成12年1月20日、両院に設置された。なお、その調査期間は議院運営委員会理事会における申合せによって、おおむね5年程度を目処とすることとされている。

調査に当たっては、常に国民とともに議論し、過去と現在を踏まえた上で将来を見通した議論を行うことを基本方針とし、国民の間に議論を喚起し、認識を深めてもらうことを目指している。

第151回国会からは憲法を分野別に論議することとし、「総論」、「国民主権と国の機構」、「基本的人権」及び「平和主義と安全保障」の4つのテーマを設け、逐次、調査を進めてきたが、第159回国会で4テーマについての一通りの調査を終え、第160回国会からは、テーマ別調査では十分でなかった論点項目のうち、更に論議を深めるべきテーマについて調査を行ってきた。

今国会でも、これに引き続き、更に論議を深めるべきテーマの調査として、2月9日に「統治システムとその相互関係」について、委員相互間の意見交換を行った。また、報告書のまとめに先立ち、国民の意見を聴くため、2月21日に、「今後の日本と憲法について」をテーマに一般公募により選ばれた8名の公述人から意見を聴取した。

さらに、報告書のまとめに当たって、2月25日、3月2日、4月6日の3回にわたり、委員間の自由討議を行うとともに、3月9日に調査会に提出された、「二院制と参議院の在り方に関する小委員会調査報告書」について、小委員長より報告を聴取した後、これを踏まえ委員相互間の意見交換を行った。

なお、前国会に引き続き、「二院制と参議院の在り方に関する小委員会」で調査を進め、2月4日、2月16日に、「二院制と参議院の在り方」について、小委員相互間の意見交換を行った。3月9日、「二院制と参議院の在り方に関する小委員会調査報告書」を調査会に提出することを決定した（日本共産党は反対）。また、上記の通り、同日の調査会で、小委員長より同報告書について報告を行った。

以上の調査審議を終え、5年余にわたる調査の経過と結果をまとめ、4月20日、「日本国憲法に関する調査報告書」を議決し（日本共産党及び社会民主党は反対）、議長に提出した。4月27日、調査会長は、本会議において、同報告書の概要を報告した。

〔調査の概要〕

（更に論議を深めるべき分野）

1. 委員相互間の意見交換

<統治システムとその相互関係>

委員から、統治の目的が明確に宣言されることこそ憲法の第一のポイント、国会強化、内閣監視機能強化こそ現実の課題、裁判官が民主的基盤を欠くことが統治行為論などにつながっており、裁判官の任命に国会を関与させていくべき、政治部門に抽象的違憲審査制度を創設することは、内閣法制局の上に屋上屋を重ねるにすぎないことに加え、時の政治勢力の強い影響を受けることは否定できないなどの意見が出された。

（締めくくり自由討議）

2. 委員相互間の意見交換

報告書をまとめるに当たって、2月25日、3月2日、4月6日の3回にわたり、憲法全分野を対象に、委員間の自由討議を行った。特に、4月6日の自由討議においては、各政党内での検討状況を踏まえ、それぞれの立場を明確にすることが試みられた。また、今後の憲法調査会の在り方について各党から意見が出された。

<総論>

現憲法は世界が共有する諸価値を高く掲げ、歴史の流れに沿ったものであり、だからこそ国民も心から受け入れたなどの意見が出される一方、憲法の文言と現状が乖離

することにより憲法規範が形骸化し、政治不信の大きな原因となっているなどの意見が出された。また、現憲法では、人と人とのつながり、伝統の尊重など、健全な社会の運営に不可欠な要素が明記されていないなどの意見が出される一方、最近の意見の中には、国家主義・復古主義の傾向が顕著に見られるなどの意見が出された。

<前文>

前文に、日本人がすすんで国際平和と人権擁護に貢献する決意をうたいあげるべき、日本国憲法の平和主義は抽象的国際主義ではなく、又一国平和主義でもない、前文にこの理念をより明確化すべきなどの意見が出された。

<天皇>

伝統、文化の象徴としての天皇を大事にすることは大切だが、元首とすることには違和感を覚える、天皇を男性に限る合理的根拠はなく、女性天皇について検討することには賛成等の意見が出された。

<平和主義と安全保障>

国連を中心とした国際社会や隣国との協調、ODAやPKOを通じた積極的な国際貢献、国際法や国際人権法の尊重、人間の安全保障の観点に立った日本の姿勢を憲法に盛り込むべき、東アジアの非核地帯化が重要等の意見が出された。

また、自衛隊を憲法に位置付けるとともに、国際貢献等への対応が9条改正の中で取り上げられなければならない、集団的自衛権に対する制約は、国連等を通じた国際貢献に際しても障害となり得ることから、外交の選択肢を狭め国益を損なうことにもなりかねないなどの意見が出される一方、集団安全保障措置の確立こそ日本の使命とすべきで、集団的自衛権の行使を認めることはこれと相反する、9条は、日本国民の財産であるのみならず、アジア諸国国民の共通の財産であるなどの意見が出された。

さらに、シビリアン・コントロールは、軍隊の最高指揮者が非軍人＝文民でなければならないという狭義の意味でとらえられるべきではなく、民主的手続により選ばれた議会の統制に服する民主的統制として理解されるべきなどの意見が出された。

<基本的人権>

普遍的な考え方である人間の尊厳という原点に立ち返るとともに、従来の権利義務関係を超え、共同の責務、未来への責任を憲法に位置付けるべき等の意見が出された。

また、時代の要請に適合する憲法条項を確立する必要があり、環境権、プライバシーの権利等の新しい人権を憲法に加えるべき等の意見が出される一方、憲法改正をしなくても、法律に権利を明記するなどすれば、憲法上の権利は保障されるのではないかなどの意見が出された。さらに、コミュニケーション権の必要性、女性の人権保障と24条、子供の教育と学習権、外国人参政権、生命倫理等に関する意見が出された。

<国会>

二院制の維持と役割分担、選出方法の見直し、議事定足数の廃止、政党の位置付けについての憲法上の明記等の意見が出された。

<内閣>

閣議の位置付けや分担管理原則等内閣法の見直しが必要、衆議院の解散の行使主体・行使要件を明確にすべき、行政権の帰属の問題も含めて、内閣のリーダーシップの問題として議論をしていくべきなどの意見が出された。

また、首相の選出過程をより透明にし、民主的正統性の根拠をより強く与えることは必要だが、首相公選制の導入には慎重な検討が必要等の意見が出された。

<司法>

司法の現状について、裁判の迅速化、司法への国民参加等が課題、最高裁裁判官の国民審査制は無意味であり、やめたらどうかなどの意見が出された。

憲法裁判の在り方について、付随的審査制は非常に優れた考え方であるなどの意見が出される一方、裁判官制度を改革しなければ、違憲立法審査権の行使は活性化しないなどの意見が出され、また、憲法裁判所の導入を主張する立場から、最高裁を違憲審査の終審裁判所とする81条は見直すべきなどの意見が出された。

なお、9条を改正する場合の軍事裁判所の在り方についても意見が出された。

<財政>

財政規律について憲法に入れるべきであり、数値目標も検討してよいと考える、などの意見が出される一方、予算の弾力的運営の支障とならないよう、財政の健全性をうたうにとどまり、具体的な数値による規制は避けるべきなどの意見が出された。

また、単年度主義という使い切り型予算が財政の健全化に逆行している面が強いと思われるので、複数年度予算等についても議論すべき、決算は、参議院先議の議決案件とし、決算が翌年度の予算に拘束力を持つことを明定すべきなどの意見が出された。

私学助成については、違憲の疑念を抱かれないよう、89条後段を削除するだけでなく、積極的に私学助成について明記することも一つの方法等の意見が出された。

<地方自治>

地方分権を一層推進し、地域住民が自主的に自らの課題を解決していく社会を築く地方自治を確立すべきなどの意見が出された。

また、国と地方の役割分担を補完性の原理に基づいて憲法上明記すべき、地方自治体に課税自主権を付与するとともに、自治体間の財政調整措置を国に義務付ける必要があるなどの意見が出された。

<改正>

国民主権の観点から、発議に必要な議決を過半数に下げ、その上で国民投票に付すということが在るべき姿、特別投票による議会決定により国民投票を回避するという考え方があるが、憲法定権力が国民にあるのは妥当なことであり、憲法改正はすべて国民投票によるという形が妥当等の意見が出された。また、憲法改正国民投票法案について、各党の賛同を得て早急に良いものをつくりたいなどの意見が出された。

＜今後の課題＞

憲法改正論議が国民不在に陥らないよう細心の注意が必要、国の根幹法という性格上、その取扱いには国民大多数の理解を得る必要があり、超党派的な幅広い合意形成を目指すべきで、国論を分裂させるような事態は避けるべきなどの意見が出された。

また、憲法改正手続は早急に整備すべきで、本調査会において引き続き調査検討ができるようにするか、本調査会又はこれを継承する本院の機関において調査検討、立案、審議、議決ができるよう措置する必要があるなどの意見が出される一方、憲法調査会を憲法改正の足掛かりにすることは許されないと考えており、役割を終えれば静かに幕を下ろすべき、最終報告後、憲法調査会は解散し、憲法理念の実現を目指す国民の様々な論議と実践の場に国会議員も参加をしていくべきなどの意見が出された。

（公聴会「今後の日本と憲法について」）

3. 公述人からの意見聴取

公述人から、①国民主権論は直接民主主義を前提に考えるべき、②中学高校の教科書に公共の福祉と義務の記述は極めて少なく、殊更に権利の重要性を強調する教科書で学んで、公民的資質が養えるのか危惧する、③恒久平和主義は、地上から戦争をなくそうと努力してきた国際社会の良心と英知の終局の到達点、④知的創造立国を憲法にうたい、日本が国民の頭脳を競争力の資源とすることで国益を守り、世界に富をもたらす国であることを内外に示すべき、⑤24条の見直しは、家庭内の個人の尊厳の軽視になるのではないかと危惧する、⑥9条1項は残すことが望ましいが、2項は削除し、自衛隊の保持、集団的自衛権、シビリアンコントロールを明記すべき、⑦地域主権を確立し、広域自治体としての州をつくり、その中でそれぞれが立法権、行政権、司法権も含めて独立した権限を持つということを憲法に書いてはどうか、⑧財政統制の原理として、財政規律の確保、効率の向上、説明責任、透明性の確保等の基本的原則を盛り込むことが適切、また、決算審査の充実と実効性を高めることが参議院の独自性や衆議院との機能分担・補完性から必要等の見解が述べられた。

（「二院制と参議院の在り方に関する小委員会」）

4. 小委員相互間の意見交換

小委員会では、2回にわたって論議を深めた後、これまでの小委員会における調査の経過と結果について、論点を整理する形でとりまとめ、3月9日の小委員会において「二院制と参議院の在り方に関する小委員会調査報告書」提出を議決し、同日の調査会において、舛添小委員長より報告を行った。なお、日本共産党は、同報告書の整理は改憲の方向を示すものであるとの理由から、その提出に反対した。

＜二院制＞

一院制で、ブレーキを掛ける機能が持てるか不安、3年ごとに民意を問うことが強

制される参議院と、時々政治的状況の中で解散し、民意を確認する機能を持つ衆議院という2つの性格の違う院を持つことは重要な意味を持つなどの意見が出された。

＜衆参の役割分担＞

参議院と衆議院は、できるだけ重複を避け、役割を分担すべきなどの意見が出された。また、参議院の諮問機関的性格を強めようとの主張があるが、議決機関であることが国権の最高機関としての根本であり、議決機関としての権能をなくさないし弱めることは問題等の意見が出された。

＜独自性を発揮すべき分野・運用＞

決算審査、長期的・基本的課題の審議及び行政監視、政策評価の充実が喫緊の課題、会計検査院的機能を国会に取り込むべき、又は国会に取り込んで主として参議院が活用すべき、重要な内閣人事については、米国上院のように、国会で公聴会を行った上で同意するか否か決めるべきであり、参議院が中心となって行うべき、重要な裁判官の任命又はその同意は参議院が行う、などの意見が出され、また、参議院における法案審議の効率化が必要となり、衆議院で第一野党が賛成したものや3分の2以上が賛成したものは審議の省略や簡略化をすると割り切ってもよいなどの意見が出された。

＜両院間の調整＞

法案の再議決要件については現行通りが望ましい、両院協議会は余り活用されていないが二院制堅持となれば意思が一致しない場合の調整を効率的に行う仕組みが必要、首相指名権、閣僚を出すか否かは、議院内閣制を採る限り、両院同じ位置付けでないとおかしいなどの意見が出され、また、議院内閣制の中で、政権に直結する衆議院に対し、参議院は政権から距離を置き、政権監視の役割を果たす意味で、閣僚就任の自粛や首相指名権不行使等の制度的工夫が考えられるなどの意見が出された。

＜政党＞

両院にまたがる党議拘束が参議院の独自性発揮を阻害しており、運用の積み重ねにより解決することが望ましい、事前に政府に権能を与えるものについては党議拘束はやむを得ないが、事後チェックにおいては、党議拘束を極力外して各議員が自由な立場で監視・チェックをすることは可能ではないかなどの意見が出された。

＜選挙制度＞

長い任期、3年ごとの半数改選、衆議院の半分の定数、被選挙権30歳は引き続き大事にし、独自の役割を果たしやすい工夫を引き続き行うべき、国民にとり分かりやすい明瞭な選挙制度を考えていくべきなどの意見が出された。

（「二院制と参議院の在り方に関する小委員会調査報告書」）

5. 小委員会調査報告及び委員相互間の意見交換

3月9日、舛添小委員長は、「二院制と参議院の在り方に関する小委員会調査報告書」について、調査会で報告した。同報告書は、(1) 二院制の堅持、(2) 両院の違

いの明確化のための、参議院改革の必要性及び選挙制度設計の重要性、(3) 参議院議員の直接選挙制の維持、(4) 参議院が自らの特性をいかして衆議院とは異なる役割を果たすべきこと(長期的・基本的な政策課題への取り組み、決算審査及び行政監視・政策評価の充実など)、(5) 現行憲法の衆議院の優越規定はおおむね妥当であり、両院不一致の場合の再議決要件の緩和には慎重であるべきことについて、共通認識が得られたとした。また、今後積極的に検討すべき問題として、(1) 参議院と政党との関係(党議拘束の緩和、参議院から閣僚を出すことを含む)、(2) 参議院の構成・選挙制度、(3) 会期制、(4) 予算、特定の条約・法案等の参議院における審議の簡略化、(5) 参議院が独自性を発揮すべき分野(会計検査院の位置付け、同意人事案件、司法府との関係など)を挙げた。

二院制と参議院の在り方及び同報告書に関し、委員から、民意の集約機能は第一院、多様な意見を反映する機能は第二院というのが明確ではないか、国民主権を徹底する観点からは、直接選挙制の維持は当然の結論、参議院は衆議院に比べより多様な民意を幅広く吸収するところに大きな存在意味があり、その選挙制度では、候補者個人を選ぶという要素を重視すべき、小委員会報告書に記載された問題意識で、憲法改正をせずに取り組める改革はすぐにでも取り組むべきなどの意見が出された。

〔「日本国憲法に関する調査報告書」〕

6. 日本国憲法に関する調査報告書

4月20日、憲法調査会は、「日本国憲法に関する調査報告書」を多数で議決し(日本共産党及び社会民主党は反対)、議長に提出した。議決に先立ち、同報告書について、各会派の代表者から意見が述べられ、日本共産党及び社会民主党は、報告書は調査の経過及び結果についてのみ記述すべきであり、一定の方向付けをすべきではないとの理由から、同報告書の内容に反対するなどの意見を述べた。

同報告書の概要は、4月27日の本会議で、関谷調査会長より報告された。

同報告書は、第1部「憲法調査会の組織概要」、第2部「経過の概要」、第3部「主な論点及びこれに関する各党・各議員の意見」、第4部「まとめ」の4部構成となっている。第3部は調査会で議論を論点ごとに整理し、第4部は第3部の内容を受けて、調査会における共通の認識が得られたもの等について取りまとめている。

第4部は、第3部の内容を、共通またはおおむね共通の認識が得られたもの(33項目)、意見が対立したものの一方がすう勢であると認められたもの(6項目)、意見が分かれた主要なもの(20項目)、に整理している。

共通の認識が得られたものとは、5党(自民、民主、公明、共産、社民)が一致している意見であり、党または党内の一部に若干の異論がある意見については、「おおむね」が付されている。共通の認識が得られたものとして、(1) 3大基本原則の維持、(2) 現行憲法の果たしてきた役割への高い評価、(3) 国民主権の堅持・発展、

(4) 平和主義の堅持、(5) 個別的自衛権の認知、(6) 国際平和活動・ODAの活用など国際協力へ積極的に取り組むべきこと、(7) 世界の平和保障実現に向けて南北問題や貧困の解決の必要性、(8) 基本的人権の重要性、(9) 国際人権法の尊重、(10) 女性や子供、障害者、マイノリティの人権の尊重、(11) 社会権の重要性、(12) 新しい人権の保障、(13) 三権分立の重要性・必要性、(14) 二院制の堅持、参議院改革の必要性及び選挙制度設計の重要性、参議院議員の直接選挙制の維持、参議院が自らの特性をいかして衆議院とは異なる役割を果たすべきこと(長期的・基本的政策課題への取り組み、決算審査及び行政監視・政策評価の充実など)、再議決要件の緩和には慎重であるべきこと、(15) 司法の迅速化等、(16) 私学助成の必要性、(17) 参議院の決算重視、(18) 地方の健全な財政基盤の必要性、(19) 住民自治の強化、(20) 基礎的自治体の強化、(21) 地方分権の推進、(22) 憲法改正手続における国民投票制の維持が挙げられた。また、おおむね共通の認識が得られたものとして、(1) 象徴天皇制の維持、(2) 天皇の公的行為の認知、(3) 女性天皇の認知、(4) 第9条第1項の維持、(5) 自衛のための必要最小限度の組織の必要性、(6) シベリアン・コントロールの重要性、(7) 国際連合の重視と改革の必要性、(8) 外国人の人権の尊重、(9) 衆参両院を基盤とした議院内閣制、(10) 特別裁判所設置禁止の維持、(11) 国と地方の対等な関係が挙げられた。

すう勢であると認められたものとは、自由民主党、民主党及び公明党の3党がおおむね一致した意見であり、(1) 新しい人権の憲法上の明記、(2) プライバシー権の明記、(3) 環境権の明記、(4) 内閣総理大臣・国務大臣の就任資格を従来どおりとすべきこと、(5) 複数年度予算の考え方を評価すること、(6) 今後の憲法論議について、憲法調査会で憲法改正手続の議論を継続すべきことが挙げられた。

意見が分かれた主要なものとは、自由民主党、民主党、公明党の3党の間においても意見が一致しなかったもののうち、主要な論点であり、(1) 前文に書かれるべき理念・内容、(2) 天皇の元首性及び憲法への明記の要否、(3) 戦力及び交戦権の否認を定める9条2項の改正の要否、(4) 集団的自衛権の認知及び認める場合の憲法への明記の要否、(5) 自衛隊の憲法上の明記、(6) 国際貢献の憲法上の明記、(7) 緊急・非常事態法制の憲法上の明記、(8) 人権と公共の福祉との関係、(9) 権利と義務の憲法上の取扱い、(10) 外国人の地方参政権の是非、(11) 表現の自由の規制の在り方、(12) 政教分離の在り方、(13) 内閣の在り方・機能強化、(14) 首相公選制導入の是非、(15) 憲法裁判所制度の導入の是非、(16) 私学助成の憲法上の明記、(17) 会計検査院の位置付け、(18) 住民投票制の法定化、(19) 道州制導入の是非、(20) 改正要件の緩和の是非が挙げられた。

(2) 調査会経過

○平成17年1月21日(金)(第1回)

- ・今後の日本と憲法について公聴会を開会することを決定した。

○平成17年2月9日(水)(第2回)

- ・「統治システムとその相互関係」について意見の交換を行った。

○平成17年2月21日(月)(公聴会 第1回)

- ・今後の日本と憲法について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

法政大学法学部教授 五十嵐 敬喜君

岡山県議会議員 小田 春人君

日本民主法律家協会事務局長

弁 護 士 澤藤 統一郎君

日本弁理士政治連盟会長 森 哲也君

ふえみん婦人民主クラブ職員 赤石 千衣子君

東京大学大学院生 高見 康裕君

PHP総合研究所第二研究本部本部長 永久 寿夫君

国立大学財務・経営センター教授 山本 清君

- ・公述人(五十嵐敬喜君、小田春人君、澤藤統一郎君、森哲也君)に対する質疑
〔質疑者〕若林正俊君(自民)、若林秀樹君(民主)、魚住裕一郎君(公明)、吉川春子君(共産)、田英夫君(社民)
- ・公述人(赤石千衣子君、高見康裕君、永久寿夫君、山本清君)に対する質疑
〔質疑者〕河合常則君(自民)、松井孝治君(民主)、山下栄一君(公明)、仁比聡平君(共産)、田英夫君(社民)

○平成17年2月25日(金)(第3回)

- ・日本国憲法について意見の交換を行った。

○平成17年3月2日(水)(第4回)

- ・日本国憲法について意見の交換を行った。

○平成17年3月9日(水)(第5回)

- ・二院制と参議院の在り方に関する小委員長舛添要一君から報告を聴いた後、意見の交換を行った。

○平成17年4月6日(水)(第6回)

- ・日本国憲法について意見の交換を行った。

○平成17年4月20日(水)(第7回)

- ・日本国憲法に関する調査報告書を決定した。
- ・日本国憲法に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

二院制と参議院の在り方に関する小委員会

○平成17年2月4日（金）（第1回）

- ・二院制と参議院の在り方に関する件について意見の交換を行った。

○平成17年2月16日（水）（第2回）

- ・二院制と参議院の在り方に関する件について意見の交換を行った。

○平成17年3月9日（水）（第3回）

- ・二院制と参議院の在り方に関する件について調査報告書を提出することを決定した。

（3）調査会報告要旨

日本国憲法に関する調査報告

【要旨】

本調査会は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、平成12年1月20日に設置され、去る4月20日、5年3か月にわたる調査を終え、日本国憲法に関する調査報告書を取りまとめ、同日、これを議長に提出した。

その主な内容は次のとおりである。

一 主な論点のうち共通またはおおむね共通の認識が得られたもの

自由民主党、民主党、公明党、日本共産党、社会民主党の5党間で意見が一致した「共通の認識が得られたもの」、及び党又は党内の一部に若干の異論があった「おおむね共通の認識が得られたもの」は、次の33項目である。

（1）国民主権・基本的人権の尊重・平和主義の三大原則は、我が国に定着しており、これを今後も維持すべきであること、（2）現行憲法は基本的に優れた憲法であり、戦後日本の平和と安定、経済発展に大きく寄与してきたと高く評価すること、（3）「国民主権」の原則を今後も堅持し、さらに発展させていくべきであること。

天皇制の関係では、

（4）現在の象徴天皇制は定着し、今後も維持すべきこと、（5）天皇の公的行為について、国事行為には該当しないが純粋な私的行為ともいえず、公的な意味がある行為、すなわち公的行為が存在すること、（6）女性天皇を認めること。

平和主義と安全保障の関係では、

（7）平和主義の意義・理念の堅持、（8）戦争の放棄を定める第9条第1項の維持、（9）個別的自衛権について、我が国が独立国家としてこれを有することを認めること、（10）自衛のための必要最小限度の組織の必要性、（11）シビリアン・コントロール（文民統制）の重要性、（12）国際連合を重視するが、安全保障理事会をはじめ改革が必要であること、（13）日本が、国際社会の一員として、国際平和活動やODAを活用するなど国際協力に積極的

に取り組んでいくこと、(14)ODAなどの国際協力に関連し、世界の平和保障は、経済問題の解決をなくしては成り立たず、特に、南北問題や貧困などの解決が不可欠であること。

基本的人権の関係では、

(15)憲法3大原則の一つである基本的人権の重要性を評価し維持すること、(16)国際人権法の尊重、(17)女性や子供、障害者、マイノリティの人権の尊重、(18)外国人の人権を基本的には保障すべきこと、(19)社会保障、教育、労働等の重要性は今後も変わらず、国はその保障に努力すべきこと、(20)新しい人権については、原則として、憲法の保障を及ぼすべきこと。

統治機構の関係では、

(21)三権分立の重要性・必要性はこれからも変わらないということ、(22)二院制と参議院の在り方の関係では、「二院制と参議院の在り方に関する小委員会報告書」で共通認識として示された、①二院制の堅持、②両院の違いの明確化のための、参議院改革の必要性及び選挙制度設計の重要性、③参議院議員の直接選挙制の維持、④参議院が自らの特性をいかして衆議院とは異なる役割を果たすべきこと（長期的・基本的な政策課題への取組、決算審査及び行政監視・政策評価の充実など）、⑤現行憲法の衆議院の優越規定はおおむね妥当であり、両院不一致の場合の再議決要件の緩和には慎重であるべきこと、(23)議院内閣制について、衆参両院を基盤としたものであるべきこと、(24)特別裁判所の設置の禁止の維持、(25)司法の迅速化、裁判の充実の必要性、(26)私学助成の必要性、(27)参議院の決算重視。

地方自治の関係では、

(28)国と地方の関係は、国が地方を支配監督するという従来関係ではなく、対等な関係であるべきこと、(29)地方財政について、国と地方の対等な関係を実現し、地方が真に自立するためには、健全な財政基盤が不可欠であること、(30)住民自治の強化、(31)基礎的自治体の強化、(32)地方分権の推進。

さらに、(33)憲法改正手続における国民投票制の維持。

二 すう勢である意見

自由民主党、民主党、公明党の3党がおおむね一致した「すう勢である意見」は、次の6項目である。

(1)新しい人権について、憲法上の規定を設けるべき、特に、(2)プライバシー権、(3)環境権について、それぞれ憲法上の規定を設けるべき、(4)内閣総理大臣・国務大臣の就任資格について、従来どおりとすべき、(5)予算単年度主義に関連し、複数年度予算の考え方を評価する、(6)今後の憲法論議について、憲法調査会において憲法改正手続の議論を続けるべき。

三 主な論点のうち意見が分かれた主要なもの

自由民主党、民主党、公明党の3党の間においても意見が一致しなかったもののうち、主要なものを取り上げた「主な論点のうち意見が分かれた主要なもの」は、次の20項目である。

(1)憲法前文に書かれるべき理念・内容について、(2)天皇制の関係では、いわゆる元

首と解すべきか、憲法に明記すべきか否かについて。

平和主義と安全保障の関係では、

(3)戦力及び交戦権の否認を定める第9条第2項改正の要否について、(4)集団的自衛権を認めることの是非、及び憲法で明記すべきか否かについて、(5)自衛隊の憲法への明記について、(6)国際貢献について憲法上明記するか否か、さらに、PKOや国連の決定に裏打ちされた多国籍軍等にも積極的に参加するかどうか等について、(7)緊急・非常事態について新たに憲法上対処規定を置くか否かについて。

基本的人権の関係では、

(8)人権と公共の福祉の関係、(9)権利と義務の憲法上の取扱い、(10)外国人への地方参政権の付与について、(11)表現の自由に関しては、メディアやIT技術の発達に即した規制の在り方について、(12)政教分離について。

統治機構の関係では、

(13)内閣を強化すべきか逆に国会を強化すべきかについて、(14)首相公選制の導入の是非、(15)憲法裁判所制度の導入の是非、(16)私学助成について憲法改正を要するか否かについて、(17)会計検査院を国会あるいは参議院に附属させるか否かについて。

地方自治の関係では、

(18)住民投票制の法定化について、(19)道州制導入の是非について。

憲法改正要件関係では、(20)現在の憲法改正の要件について変更を求めるか変更慎重かという点で意見が分かれた。